

京大広報

No. 30

京都大学広報委員会

中教審の「高等教育の改革に関する基本構想試案」に対する意見について

「中教審案」に対する意見の掲載について

中央教育審議会第26特別委員会の「高等教育の改革に関する基本構想試案(中間報告)」が発表され、これに対する京都大学の意見を2月末日までに提出するよう、文部省から求められた。また別に国立大学協会から、2月26日の中教審の意見聴取の会で国大協としての意見を述べるための参考として文部省に提出した意見の写し、または要旨を、2月20日までに送ってもらいたいとの要望があった。

学年末で、しかも入学試験を控えた多忙の時、短時日に意見をまとめることは極めて困難であるという意向が多かったが、「性急に意見を求められても答えられない」というのもまたこの際一つの意見であること、部分的にでも気付いた点があれば指摘しておいた方が、今後京大として独自の改革を進めるためにも必要ではないかとの考えから、大学問題検討委員会および各部局に意見の提出を依頼した。

提出された意見を取りまとめる時間的余裕はなく、十分な取りまとめができないかぎり、生のままで集録した方がかえってその反応を如実に示すことにもなると考えて、提出された意見を並列して、文部省および国大協に送付した。

部局から提出された意見の中には、その統一的意見ではなく、個人としての意見も含まれている。したがって、学内の任意団体である教官研究集会からの意見もこれに加えた。意見を提出しないという総長宛の申し出を連絡の行違いから、「一つの意見」にして取りあげたものもある。また、そのまま公表されることを予想せず、総長の意見形成のための資料と考えて提出されたものもある。したがって、広報掲載に際して、二、三の意見には多少の訂正加筆がなされている。

京大は京大独自の改革を推進するにしても、中教審案に対する意見を取りまとめておくことは必要であろうと考える。そのための第一歩として、これらの意見を本広報に掲載する次第である。

京都大学総長 前田敏男

文部省宛書簡

文部省大臣官房長
安嶋 彌殿

京都大学総長
前田敏男

中央教育審議会第26特別委員会の「高等教育の改革に関する基本構想試案(中間報告)」に関する意見等の送付について

昭和45年1月26日付文大庶第152号で御照会の

標記のことにつきましては、本学としての意見を早急にまとめることは困難であります。そこで、とりあえず、本日までに本学の各部局、関係委員会等から提出のあった意見ないしは問題点の指摘をとりまとめて、別添のとおりお送りいたします。

なお、これらは、必ずしも各部局等の公式の見解ではなく、個人的意見も含まれていることを申し添えます。

おって、本日以後に提出された意見等について

は、後日お送りいたしますから、よろしくお取り計らい願います。

中央教育審議会第26特別委員会の「高等教育の改革に関する基本構想試案(中間報告)」に関する意見等

〔意見1〕

(その1)

与えられた短時日の間に、この大きな構想に対して深い検討を加え批評を述べることは不可能である。一読して、大綱として妥当であり、おおむね賛成であるとの声もあるが、しかし同時に、全面的に抽象的で具体性を欠き、従って曖昧で、時に何を意味するかを理解しがたい事項が多いことも事実である。その曖昧さの故に、これが実施のために法制化せられる時、その精神がゆがめられるのではないかとの危惧もまことに大きい。以下、これを読んで得た意見の二、三を摘記することとする。

大学の運営管理が、正しくない方向で強化されるのではないかとの危惧がある。管理については、まず「第1 高等教育改革の中心的な課題」の3、5等に触れられ、それが「第2 高等教育改革の基本構想」の7、9等において処理されている。第1の5においては、「国民全体の立場から計画性をもって調整」云々と述べているが、若し学問・研究の理念が明確にされていないならば、この「計画性」にせよ「調整」にせよ、それが何を意味するかに疑念を挿まざるをえない。第2の7の「管理運営体制の合理化」においては、「学長・副学長を中心とする中核的な管理機関」を考えているが、この機関は「教務・財務・人事・学生指導」などの事項を処理するものである。これは一般に学長の権限を著しく強化する方向にあると思われるが、特にその「人事」が教官の人事を含むものとするれば、そこには大きな問題がある。この中核機関には、「学外の有識者を加える」(第2の7および9)ことが考えられている。しかし、教官の人事・選考は、厳に学問的な判断の上に立つべきで、専門外の学者や「学外の有識者」に委ねることはできない。また、このような中核機関が設立されて、教授会に課せられている過度の負担が軽減されることは、歓迎せられるところであるが、しかし、この中核機関を構成する人物

(administrator)は、少なくとも教育行政の専門家であって、単なる文部官僚であってはならない。

このような「教育行政の専門家」としてすぐれて傑出せる人は、現在では容易に得がたく、その構成する中核機関が「指導性」を確立し(中間報告P.13 3~4行)、かつ上記のような人事までがそれによって管理されるとすれば、このような試案はなお十分慎重に検討されねばならないと思われる。上記のような「教育行政の専門家」としてのすぐれた administrator の育成は、なお将来に期待をもちうるのであるが、それにしても、教授会に代って教官の人事選考まで行なうことが適当であるか否かに、問題は残る。さらに第2の9においては(P.14~15)、管理運営の二つの方式を提示するが、その第一案では右の「学外の有識者を加えた新しい管理機関」が「責任をもって管理運営にあたり」、設置者との間の責任・権限などの関係を明確化することが述べられている。しかし、問題は、その責任や権限が如何様に明確化せられるかにあるのであって、その内容はここではなんら触れられていない。その点では、むしろ第二案の「公的な性格をもつ特別な法人」の考え方が、より無難であり、現下の状況に沿うものとなるであろう。

第2の1に提示された6種の教育機関(P.6~7)についても、多くの疑問がいだかれる。これらの種別は、本文では「6種類とすることが望ましい」として、大学を6種のいずれかに格付けするかの如くであるに対して、説明では「それらを別々に設けるか、併設するかは、……別個に決めるべきこと」ともいって、判然としないものがある。従って、この6種は、現行の大学を分析して番号を附したに過ぎないとの酷評も出る所以であって、将来の大学のイメージは漠然としている。6種の中、第1ないし第4種は、主として卒業後の就職を考慮に入れて種別化せられたものの如く、学術研究は後の2種にのみ委ねられているかの如くである。しかし、現在の本学部などは、就職よりも学術的探求を最初から主眼とするものであって、そのような学問を修める大学は位置づけられていない。若しそれが第1種であるとすれば、そこに大学院修士課程レベルが考えられていないことは不可解である。却って「特定の専門的な職業に従事するため」の第2種の中に、「大学

院修士課程の水準をめぐす5年程度のもの」までが含まれている。その他には、第5種において一般社会人の再教育の場が考えられたり、画一的な修業年限を定めないこと、在学年数も一定にしないこと、学修の見込みのない者が在学の資格を失うようにすることなどが考えられていることは賛成である。

第2の2においては、一般教育の改善が述べられている。それは現在の教養部を廃止する方向にあると思われ、教養的・総合的視野は、各専門教育の課程において与えうと考えるものの如くである。しかし、果たしてそれが適切であり効果的であるか否かについては、高等学校の教育と専門学術の研究との間のギャップを的確に吟味する要があり、今ここに速断することを差し控えたい。外国語教育、殊に第二外国語や古典語学、ないし特殊な領域の特殊な言語の履修に関しては、われわれは特別の関心をいただくものであるが、それらについては「実際的な活用能力の育成」をめぐすというのみである。また専門として外国語外国文学を学ぼうとするものについても、「別途考慮する」というのみで、それ以上の説明はない。

第2の5の教育組織と研究組織の分離も、理念的であって実際的でないと感が深い。教育・研究の両機能の分離ということは、われわれもこれを組織としては考えた。しかし、本報告に見られるように(P.11)、「毎週の勤務時間を割振って……教員の特定の場所と時間における任務が、教育と研究のどちらにあるかが明確でなければならない」という如きは、実際的ではないと思われる。大学においては、研究と教育とは相即するものだからである。ただし、研究業績とともに、「教育者としての適格性」が重視されるべきことはもちろんであって、賛成である。もし両機能の分離が、研究に専念しうる特定の期間(Sabbatical yearの如き)をも準備しようとするのであれば、その具体案の提示が望まれる。

第2の8の教員の人事・処遇の改善については、おおむね賛成である。ただし、一方では「同じ学校の出身者を採用する場合の数を制限する」など、かなり具体的な提言がある半面、重要な案件については具体性に欠けている。すなわち、人物の交流ということは、現在最も喫緊の問題の一つであるが、本報告で考えられている交流は「学外

の社会」との間のそれであるらしく、その交流を容易にするために「教員の給与および処遇を抜本的に改善する必要がある」と述べるのみである。このことはもちろん歓迎されることであるが、人物の交流は、「学外の社会」とのそれよりも、まず大学相互間の交流が重要である。そのためには、現在の給与体制が「抜本的に」改められることにより、たとえば「特別進級」というようなものが大はばに認められ、すぐれた学者を地方の大学にも招聘しうるような道が開かれねばならない。それによって、大学の閉鎖性が打破せられるとともに、どの大学もが一律の学科目を提供している現状とは逆に、各大学がその特色を発揮しうることともなろう。本報告に「抜本的に改善」ということが、このようなことまで意味しているのかどうか、抽象的で判然としない。なおこれと関連して、交流は教員のそれに止まらず、学生もまたなんらかの条件の下に他大学の授業を聴講し、それが自己所属の大学によってメリットとして認められるような道の開かれることが、考慮されて然るべきであろう。

教員の給与や研究費の基準の引上げは、上に述べた「特別進級」の実現なども含めて、まず改革せらるべき緊要事項である。かつて別の個所でも述べたことであるが、改革草案を実現するためには、当然十分な財政的な裏付けが前提されねばならない。わが国の文教予算、ことに大学予算の貧困さは、そもそも改革以前の問題なのであり、遠く新制大学発足の当時に遡る。研究費・教育施設・教職員の待遇・学生厚生施設等々、そのいずれをとってみても、今日世界各国における大学の実情に照らすまでもなく、それはまさに貧寒の一語につきるといってよい。根本的には、このことが問題なのである。本中間報告は、制度の改革を構想するものであって、文教予算の貧困さを直接問題にするものではないが、若しこの問題が抜本的に改善されていたならば、かりに大学の制度が今のままであったにしても、大学は今とは見違えるようなものとなっていたであろう。

(その2)

(1) 高等教育機関とくに大学は、社会における最高の研究機関であるとともに、最高の教育機関であって、その研究、教育の成果は、将来の社会の進展に極めて大きな影響をもつものであり

ます。大学の改革は、研究体制・教育体制・管理運営体制等の制度的問題をはじめ、研究・教育者の対社会的地位等各般の面においてなされるべきであることが一般に認識されており、京都大学においても昨年の6月以来、大学問題検討委員会が総長の諮問機関として発足し、各種の問題が根本的に検討されております。

大学問題は大学自体の問題であるとともに、国家、社会ひいては人類の運命にも重大なかかわりあいをもつだけに、その改革は慎重の上にも慎重を要します。しかるに今回、文部省は、上記中央教育審議会の試案について、極めて僅かな時間を限ってそれについての意見を求めて来ておりますが、このような僅かな時間では十分な検討は不可能であり、したがって、京都大学としての最終的な意見を今の段階で具申することはできないと考えます。文部省がこのような形で意見を求めたことそれ自身に対して深く遺憾の意を表せざるを得ません。

- (2) (1)に付言しましたように、京都大学では慎重に改革案を検討しておりますので、回答するにあたっては今後さらに意見を述べる積りであることを付け加えておくべきだと考えます。
- (3) 今回はしたがって、さし当り問題点ないし疑問点を指摘するにとどめます。

問題点

- a) P.6にみえる「高等教育の種別化」について
第3種と第4種とは別として、第1種、第2種、第5種、第6種の種別化は、大学の格差を固定化し、そこにおける研究者、教育者、学生に心情的な差別感を抱かせ、大学間に無用の摩擦を起こし、教育界を混乱におとし入れ、研究・教育の実を失わせしめることは必定であります。大学の種別は、それぞれの大学がその実体によって自らきめるべきことで、制度によって固定すべきものではありません。
- b) P.10にみえる「教育組織と研究組織の機能的な分離」について

大学本来のあり方は、研究と教育とが一体として遂行されるところにあります。現在ある大学附置研究所は次第に共同利用研究所の性格をもつべきであり、したがって、むしろ大学からは独立すべきものと考えられます。もし大学における研究・教育の機能的分離が行

なわれたならば、教育者と被教育者の関係が稀薄化し、真の人間形成という教育の目的が失われる惧れが生じます。P.11にいわれる「組織間の教員の交流は、大学にまたがって行なわれる」ということは一面望ましい面をもってありますが、それが行なわれる保障もなく、また行なわれれば上記の人間関係の断絶が起り、人間形成に必要な教員の教育責任が軽視されることになるであります。

- c) P.11にみえる「大学院のあり方」について
大学院制度の充実は多年要求されて来たことではありますが、大学院が現在の学部の上に存する以上、大学院の専任の教員をおき、学部の教員と区別することが如何にして可能でありましょうか。これは現在の大学院のあり方では不可能であると思われまます。
- d) P.12にみえる「管理体制の合理化」について

管理機関に学外の有識者を加えることを指示しているが、およそ大学の管理運営は、研究・教育の目的を全うせしめるための管理運営でなければなりません。そして、研究・教育が正しく発展し遂行されるためには、その管理運営についても大学が外からの力にゆがめられず、自らの力で検討し努力することが必要であり、大学の自治が強く要求されるのもこのためであります。今、管理・運営が学外者の参加によって行なわれるならば、大学の自治は崩壊し、研究・教育の正常な発展は阻害されることになるであります。このことはP.13で教員の人事・処遇の改善について「教員の選考や業績評価については学外の専門家の参与を求め」とある点についても同様に考えられるであります。

以上要するに、今回だされた中央教育審議会第26特別委員会の中間報告には、大学の本質をゆがめる点や、日本における大学の教育を混乱におとし入れるものと考えられる点が含まれており、このままでは、到底養成しがたいという他はありません。中央教育審議会に対しては、各大学の意見、学術会議の大学問題特別委員会の「大学問題についての中間報告草案」等を謙虚にうけとめ、より慎重に検討されることを強く要望すべきであります。

〔意見2〕

本試案は相当長期の見通しの下に立った日本の高等教育のあり方の基本構想を示したものであるから、その見通しと改革方向について妥当かどうかを大局的にみた積極的・建設的な意見を期待すると、いささか批判封じを感じられる高飛車的な構えであるが、文中に一言も批判という言葉がないことと併せ考えるに試案作成者の性格も察知され、甚だ興味がある。率直に言って、高度に産業化された自由社会体制下の大学モデル理念としては至極常識的な英米型新構想大学を語っているにすぎないと考える。

従って、以下常識的な意見しかのべられないのは残念である。

第1 高等教育改革の中心的な課題

1. 高等教育の大衆化と学術研究の高度化の要請

高等教育の大衆化を進学率の上昇という角度から考えるだけでなく、早く社会に出て、必要に応じて再教育が受けられるような体制の下に考えている点は、従来の考え方よりは一步進んだものである。また、教育機関の目的・性格・内部組織において、教育と研究に関する要請に応じた適当な役割の分担と機能の分化を必要としている点も、否定されるべきではない。本案が、単に教育と研究を二元的に分離していることに問題があるのでなく、教育と教育・研究の二元においてむしろ教育意識の方に焦点をかけているように見えすぎるところに問題がある。学生に対する「親代り政策」が批判されているときに、教育意識が過重にうけとられる傾向が案全般からくみとられるように思えるのは、高等教育と初等中等教育とを混同して教育概念を使用しているように思われ、研究内容を低格化するものであると考える。

2. 高等教育の内容に対する専門化と総合化の要請

ここに述べられたことは妥当の線であり、一般教育と専門教育との単純な積重ねの欠陥を指摘している点はいい。

3. 教育研究活動の特質とその効率的な管理の必要性

専門細分化による組織の複雑化、規模の巨

大化の傾向を考え、組織・編成を合理化すると共に効率的な管理機能を確立して全体としてのまとまりを確保する必要を説くのは当然のことである。

4. 高等教育機関の自主性の確保とその閉鎖性の排除の必要性

大学が社会から遊離してその社会的な使命を十分に果さなくなったり、閉鎖的な独善に陥る傾向をいませているのはよい。大学が開かれた存在であって悪いことは決してないが、開かれた大学を強調する余り、従来の大学の閉鎖性が陥った独善性とは全く逆に、学外者の刺激過剰による大学の自主性の消滅にならないよう大学の明確な意志決定の実行を保障する機構が確立されねばならないだろう。案全体を通じて、批判ということに全然考慮がなされていないことを考えるとき、私たちはいささか不満を感じず。大学が無批判の場と化したら、もはやそれは大学の名に値しないだろうし、そんな大学しかない国家は哀れである。

5. 高等教育機関の自発性の尊重と国全体としての計画的な援助・調整の必要性

高等教育機関の整備充実を進める場合、当事者の自発的な創意と努力が尊重され生かされるような制度的配慮とともに、国民全体の立場から計画性をもって調整と援助を行なうことが必要であるという本案の趣旨は別に異とするに当たらないが、国民全体の立場というものを明確にする必要がある。誰が国民全体の立場というものを規定するのか、財界の有力者や議会の多数党の意向のみを指すものではあるまい。国家・社会・自主の三つは、従来あいまいに使われていかに国民大衆が迷惑をうけてきたことか。「高等教育について一方で自由な活動と競争を認めながら、他方では国民全体の立場に立った合理的な計画に基づいて、望ましい方向へ誘導し助成する国の役割をはっきりさせる必要がある」と試案がいつているだけに、「国民全体の立場」の明確な規定を要請したい。

第2 高等教育改革の基本構想

1. 高等教育機関の目的・性格の多様化

ここで高等教育機関の6種分類がなされて

いることは別に誤ってはいない、ただ、高専・短大級の学校を高等教育の枠に入れるか、中等教育制度の上限に入れるかについてはいろいろ意見があるだろうが、この2種の学校は中等教育制度の中に入れるべきものとする。高等教育機関を6つにも種別化することは煩雑にすぎよう。これら六種別のものを、教育機関と教育研究機関の二つに分けること、即ち高専・短大・いわゆる「教養大学」を教育機関、いわゆる「専門大学」・「研究大学」・博士課程に相当するものを教育研究機関とすることは少し念が足りすぎているのではないだろうか。本案にいう教育機関に当るのは、専門教育という一つの段階をつくるか、中等教育の上限拡大の方向によるかして、高等教育の枠から外したらいいと思う。

2. 教育課程の改善の方向
3. 教育方法の改善の方向
4. 高等教育の開放と資格認定制度の必要
以上の三項目については別にいうところはない。

5. 教育組織と研究組織の機能的な分類

この分類は、却って教育の機能、研究の機能を相互に低下させることになりはしないか。また、教育組織を研究組織の下位におくことになり、教育軽視の風を生じ、本案の根本趣旨である、大学を教育の場として重視しようとする考え方と矛盾することになりはしないだろうか。何と云っても大学は研究の施設であることが重視される機関である。大学教師は研究業績の上にその教育機能が基礎づけられねばならない。いかに教育指導が巧みでも研究業績に欠けるところがあれば大学の教師としては務まらないのである。このことは大学の現場に立つ教師には充分理解されていることである。研究業績のない大学教師に学生はつかないのである。

6. 大学院のあり方

これはもっと別個に詳しく論ぜられるべきもので、本案の程度のふれ方ではお粗末にすぎはしないか。

7. 高等教育機関の規模と管理運営体制の合理化

いわゆる、新構想大学の根幹となるもので

あるが、「教育機関としてまとまった活動を行なうのに適した規模のものとするべきである」といっていいものかどうか。在来の大学と新型大学とを共存させている。英国や西独の場合の効果をもう暫くみてからその良し悪しを判断してよいだろう。

学生参加についても、学生の声を積極的に取り入れることが大切であるというだけでいいものかどうか。

いちばん問題となるのは、財務・人事・監査などに関する機関に学外の有識者を加えることが、大学の内部的な衰退を防止するためにも必要であるとする発言であるが、学外の有識者の選択の範囲とその可能的限界をはっきりさせることが先決問題である。これは単に理念だけで解決する問題ではない。

8. 教員の人事・処遇の改善

これも重要な事項である。人事の閉鎖性から教育・研究活動の停滞が生じることを防止するため教員の選考や業績評価については、学外の専門家の参上を求め、同じ地位の場合にはその任期の限度を設け、同じ学校の出身者を採用する場合の数を制限するなど人事の取り扱いに特別な工夫を要するとする点、考え方としては否定されるべきではないが、人事にタッチする学外の専門家をいかなるものより選ぶかが具体的に決定されねば、価値的判断は下し得ない。先ずその内容を明示すべきである。

9. 国・公立大学の設置形態に関する問題の解決の方向

大学が真に自律性と自己責任をもって運営されるための改革方向として二つの方向、すなわち、大学の管理運営の責任体制を確立すると共に設置者との関係を明確化するために大学管理組織に抜本的改善を加えることと、一定額の公費の援助を受けて自主的に運営しそれに伴う責任を直接に負担する公的性格をもつ特別な法人とすることを試案は挙げているが、いずれも重要な問題である。案文では単に方向を示すにとどまり、真剣な理論的展開なきは遺憾である。学外の有識者を加える新しい大学管理機関の設置など、もっと具体的なプランにつき千万言を費さなければ軽々

しく是非の判断のできない重要事項である。「今後詳しく検討する必要がある」の発言だけでは不親切である。もっと本気の立案がなされるべきだったろう。具体的な資料は充分ある筈である。本項のような重点事項はすべてもっと詳しく、その具体的な内容と論理を、それこそ全国民のために提供することが必要である。日本の大学の形態を全く変え、大学自治の概念に重大な変更を加える事項だけに、国民にたたかれる十分な資料を示すだけの謙虚さを持つべきであろう。

10. ~13.

以上の四項については常識的に妥当のことで別にいうべきことはない。

〔意見3〕

中央教育審議会中間報告「高等教育の改革に関する基本構想試案」には、大学改革に関する重大な論点が数多くふくまれている。大学における研究と教育は、社会の発展、人間形成にかかわる根本的な問題の一つであり、その改革は慎重にとりあつかわれなければならない。にもかかわらず、「報告」を検討するじゅうぶんな時間的余裕もあたえられず、これにたいする見解をもとめられても、論点を深くほりさげることにはできないし、また問題が重大なだけに軽々しく意見をのべることはできない。

このような重要な問題について、ただ形式的に大学側の意見をもとめ、これにより検討されたものとし、4月には正式の報告を作成し、答申されるということは好ましいことではない。政府においても、慎重に取扱われることを要望する。

大学の改革は、大学自体の手による自主的改革が中心となるべきである。各大学は、それぞれの歴史と特殊性をもっている。したがって、その改革にあたっては、それぞれの事情を考慮しておこなわれるべきであり、画一的であってはならない。

京都大学は、すでに70年の歴史をもち、研究・教育においておおくの成果をあげ、特徴をもっている。さらにまた各学部もそれぞれ異なる歴史と特徴をもっていることはいうまでもない。それぞれの大学、学部の特殊性をふまえたうえで具体的な改革をおこなうものでなければ、真に改革の実をあげることはできない。

京都大学では、全学的には、大学問題検討委員

会が設置され、大学改革についての検討がおこなわれている。また各学部においても、それぞれ具体的に改革の問題が検討され、すでにいくつかの問題については、各学部の実情におうじ改革が実施にうつされている。「報告」は「自主的な努力はじゅうぶん尊重されるべきである」とのべてはいるが、「制度的なわく組みを用意」しようとして、大学制度全般の画一的な改革をめざすものであり、ひいては大学の統制となり各大学の歴史と特徴を無視し、大学の自主性を否定する結果となっている。

大学の改革は、大学のもつ使命からいって、自主的にすすめられるべきものであって、外部から干渉され、強制されるべきものであってはならない。

「報告」を参考にすることにはやぶさかではないが、これに拘束されるものではない。

時間的制約があるので、以下いくつかの問題点の指摘にとどめる。(なお、以下の指摘は学部の若干教官の個々の意見をとりまとめたものであることをおことわりしておく。)

(1) 「報告」は、ただ「社会の複雑高度化」に適應することを優先し、「効率的な管理」を強調し、大学改革の問題を検討するうえでの前提である「大学とはいかにあるべきか」という歴史的認識、新しい大学の理念が欠如している。

大学の改革をすすめるためには、なによりもまず現在の社会の変化の原因をあきらかにし、社会の進歩と改革のために必要な科学的批判精神を育成し、複雑な社会に適應しうる創造性をもつた人間を育成することが必要であるが、「報告」には、このような見地がみられない。

(2) たんに現実の社会に順応することが、社会の発展と国民の期待に真に答えることではない。真理探求の府としての大学は、「国民の要請」という名でよばれる政治的要請によってではなく、真理の要求にしたがい、科学・技術の基礎理論の研究と教育の場でなければならない。このため目先の要求にのみ答える即効的研究や教育ではなく、学問体系上重要な基礎的研究や教育こそ重視されなければならない。

(3) 「報告」は、「大学教育の大衆化」と「学術研究の高度化」とをなにか対抗する2条件のように考え、研究と教育との分離の方向で、大学の教育の改革を構想している。しかし、すべて

の国民大衆に差別なく高度の研究・教育の効果をあたえ、また、すすんでかれらを高度の研究・教育に従事させることこそ、大学の目標でなければならない。

- (4) 「報告」は、従来の大学自治は閉鎖的であるとし、「管理運営体制の合理化」や「人事の閉鎖性の打破」を理由に、学外者を大学の管理運営に参加させることをすすめている。しかしながら、現在の大学自治にみられる「閉鎖性」は、(3)にのべたような意味において、大学の研究・教育を国民大衆にむかって開放すること、さらに大学の研究・教育を分担する全構成員が、固有の権利と責任をもち、なんらかの形で大学の管理運営に参加することによって、最終的に打破されるのであって、学外者を管理運営に参加させるような安易な方法を選ぶべきではない。

学問・研究の自由と大学の自主的な管理運営は不可分のものである。もとより学外者の批判には耳をかたむけるべきではあるが、研究・教育、大学の管理運営については、その担当者が責任をもつべきものである。

「報告」の指摘するように、学外者を管理運営に参加させるならば、研究・教育、人事が一部の利益のために左右される危険をとまらう。

- (5) 「報告」は、教育と研究の「機能的分離」という思想に立って、教育の要素の多い大学から、研究の要素の高い大学にいたるまで、6種の大学教育の系列をつくろうとしている。このような大学教育制度は、国民のなかに、大学のなかに、さらにはまた大学の研究者・教育者のあいだに、差別と分断をもちこみ、大学の研究・教育をささえる自由な社会的環境を破壊することになるであろう。
- (6) 「報告」のいう「高等教育機関の目的・性格の多様化」は、一面的な能力主義教育を助長し、大学を、産業界の要求のみにおうじた再教育、速効的職業教育、知識と資格のきりぎり、あるいはまた排他的なエリート教育の場とすることになる。
- (7) 「報告」は、大学教育の専門化と総合化を理由に、一般教育課程を専門教育と職業教育に分離しようとしている。総合的・多面的な科学的知識と能力をもった人間の形成、世界観の基礎の形成を目的とした一般教育課程と、そのうえ

にはじめてなりたつ専門教育とを分離することは、大学教育のもつ意義と目的を否定し、部分的、一面的な知識と能力の形成ということになり、国民の真の要求とはますますかけはなれることになる。

〔意見4〕

御照会のことについて御指定の期限までに回答をいたしますのは、無理がありますので内容にわたる回答はいたしません。

本学部としての独自の意見はおって表明する所存であります。

〔意見5〕

御照会のことについては、特別に申し述べることはございません。(検討中であって、まとまった意見として申出せる段階にはない。)

〔意見6〕

本問題の如き高等教育の改革に関する重要な根本問題について、指定された日限内に早急に意見をとりまとめることは困難であり、手続的にも時間的余裕がなく、また無理をしてとりまとめるべきでないと考えます。

〔意見7〕

中央教育審議会第26特別委員会の「高等教育に関する構想試案(中間報告)」につき、当研究所では、慎重に各階層の意見を聴き、熱心に検討したが、論議を尽すための十分な時間がなかったもので、中間報告の内容については、遺憾ながらまとまった具体的見解を回答することは差し控えたい。

しかしながら、中央教育審議会の姿勢には、従来から、今回の国民全般(大学をも含む)からの意見聴取の方法、態度をも含めて、極めて不満な点が多く、従って京都大学としての審議会への意見開陳(国大協を通ずる場合も含む)には極めて慎重な態度で臨まれることを希望する。

なおこの機会に、京都大学自らの手による改革をさらに速やかに推進し、いやしくもその自主性を、他からおびやかされない措置を講ぜられんことを強く要望する。

〔意見8〕

案文が所員の手に実際にわたってから回答を提出するまで1週間たらずという期間は、余りにも短く、十分な検討は不可能である。このような状況の下に不十分な舌たらずの回答を出すことは却って悔いと誤解を招くおそれさえあると思われる

る。従って各論的な点についての意見は留保し、総論的な点についてのみ——それも限られた期間に気付いたままという条件付きで——二、三記すこととする。

- 1) 高等教育の必要性、理想のような高等教育の基本に関する理念ぬきで、現在の社会に旺盛している物づくりの考え方をそのまま人づくりの世界へもちこんだのではないかとの印象をうけるのは、果たして間違った感覚であろうか。
- 2) 社会をいかに形成していくかを考えるところが大学であるはずと思われるが、この試案では逆に大学をいかに社会情勢に順応させるかという面だけが強調されてはいないであろうか。実学のほかに虚学もあるところが、大学ではなからうか。
- 3) 今日の大学の混乱は、高等教育制度の不適切さだけに由来し、制度さえ改善すれば救われることになるであろうか。

制度の運営に必要な最善、最大の努力は、果たして払われていたであろうか。文教政策の貧困と制度の欠陥と、果たしてどちらの罪が重かったであろうか。

殷鑑遠からず、インターン制度は必要であるにもかかわらず制度のみ制定し財務的裏付けをしなかったため、大混乱を招いたことはつい最近の事実である。制度の改善も必要であるが、文教政策に対する反省なしに制度・組織のみ改めても、十分な効果はあがらないのではないかという心配がある。

- 4) 現在の大学制度で最大の問題は、性格の異なる教養課程と専門課程を一つにまとめたところにある。従って可能なら両者を切り離れた組織にすることを考えるべきで、それには、一方では高等学校、他方では大学院の制度とも関連させて考えるべきであり、従って高等学校以下の教育制度と切り離して論じない方がいいのではないか。

〔意見9〕

御照会の件につき、現在所員会議で討議しておりますが、中教審試案にもられている基本的な考え方ならびに個々の構想に関して少なからぬ疑問や賛成し難い点がありますので、本研究所の意見を早急にとりまとめることはできません。

〔意見10〕

御照会のありましたことについては、大学問題全般にわたり、就中

- (1) 第2の1「高等教育機関の目的・性格の多様化」
 - (2) 第2の5「教育組織と研究組織の機能的な分離」
 - (3) 第2の7「高等教育機関の規模と管理運営体制の合理化」
 - (4) 第2の8「教員の人事・処遇の改善」
- など大学存立の根幹にふれる重要な事項が含まれておるので、軽々にこれを推進することなく、十分慎重に取り扱われるように希望します。

〔意見11〕

現在各大学において、自主的な改革が進められつつあるので、その成り行きについて十分の関心を持って案の中へ折り込んでいく必要がある。

なお、本研究所としては、この中間答申に共同利用研究所に関する本格的な考慮が払われていないのは、大学および日本の学術研究の上にきわめて遺憾であり、積極的に共同利用研究所の構想を包含せしむべきであろう。

〔意見12〕

まえがきに記されているところでは中教審の中間報告は試案であって、大学改革にあたっては大学の自主性を尊重するが、社会の要請も強いから国民全体の立場から合理的かつ現実的な判断を積み重ねる必要があるという。これは当然のことであり従って大学側の意見をもとめられているのだと思う。しかし実際に両者の意見の調整をどのようにして進めて行くかが問題であって、大学改革の最後の段階で、あるいは国家的統制が一方的に入ってきたくないかということを経験の全文を読んで感じざるを得ない。大学側、中教審或いは文部省側、国民各層の代表者の三者の意見を調整する適正な機関を設けて教育・研究に関する国家百年の計を設定することが肝要であると考えられる。

また、中教審の中間報告については、われわれは意見を具申する以上、十分時間をかけて検討したいので、その都度ゆりのある配慮をお願いする。

第1 高等教育改革の中心的な課題

高等教育の大衆化と学術研究の高度化が、社会の要請という面から、あまりに強く打ち出されすぎているという印象を抱かざるを得ない。

大学が社会の要請を受けとめて行くのは当然のことではあるが、大学が単に社会の要求のみに対応した場合、政治的あるいは権力的圧力から自由を守り抜いてきたわが国の大学の伝統あるいは今日の激変する社会のなかで人間性を見失いがちになっている若人に、人間というものを考えさせるためのよりどころとなるべき大学というものが見失われるのではないかということに危惧する。

このような若人に対する教育は、従来の教養課程の充実だけで果されるものとは思わないが、如上の姿勢を大学が基本的にもちつづけることが肝要であると考えます。

このことについて中教審の考え方を伺いたい。

第2 高等教育改革の基本構想

6種別の高等教育機関の性格が残念ながら的確にとらえ得なかった。それは何故にこのように分けなければいけないのかという論拠が十分に示されていないことにもよる。

しかし高等教育機関の多様化に反対しているわけではない。むしろ現在の大学の格差の是正は特色ある大学の誕生によってできると考える。

第2の5 教員はもともと教育と研究の両面を念頭におくものであるが、實際上、両方の組織を区別して考えるときまず研究所といわゆる学部のちがいを明確にしておく必要がある。すなわち第一線の研究は研究所に学問均斉を保持し、総合化体系化をはかるのは学部というように使命の分化を明確にしそれに応じて予算、設備等も考慮されるべきである。そして両組織の人事の交流を全国的に行なうべきであろう。また老教官は教養あるいは基礎の課程に集中することなども考慮されるべきであろう。

教授、助教授、助手などの伝統的な職制は研究所においては不適当であって研究員一本でよいと考える。

第2の6 大学院の修士・博士課程をなぜ第2種と第5種に分けるのかその論拠を明示されたい。

なお共同利用研究所の場合、全国の研究者に開かれていることは共通しているが、共同研はそれぞれ目的が異なりその母体となる学問分野や教育上の組織もさまざまである。従って大学

院に関しては、画一的に規制しない方がよいと思われる。

第2の7 中央集権的な管理が、各部局に存在すべき研究・教育の自由及び自主運営とどのように関係づけられるかを明確にされたい。

第2の8 人事交流は学外も含めて大いに賛成である。任期制も教員自体の教育・研究の都合を考慮した上での流動性のあるものでなければ、施行しても困難が生じよう。

第2の9 (2)の特別法人の方を支持する。

第2の10 適当と判断された私大への国費援助は必要であるが、その弾力的な使用を認めるべきである。また、奨学金も国家によって一方的管理をしないように配慮されたい。

第2の11 国民全体の立場に立って立案される際に、大学側の意見が反映されるよう配慮されたい。また、これまで重要な存在であった日本学術会議について言及されていないのはなぜか。第2の12 一部セクトによる寮の独占は問題であるが、寮の絶対数の不足に起因するところも大きい。

また大学の所属とせず、一般にその地域の学生を収容する公社的なものにするのも一案と思われる。

[意見13]

まえがき

中教審第26特別委員会は1月12日に「高等教育の改革に関する基本構想試案(中間報告)」を公表したが、文部省は1月26日京都大学に対し、これに関する見解を2月末日までに明らかにするよう求めてきた。この中間報告は、大学改革問題に関する多くの重要な問題を含んでおり、広く国民全体のなかで慎重な討議を重ねる必要があるにもかかわらず、こうした文部省の性急な態度およびそこにひそむこの問題への基本的な姿勢に対し、強い不満を表明せざるを得ない。委員会としては、この問題について十分な討議をする余裕はなく、個別的に各委員が問題点として考えたものを提出し、これを整理し、集約するだけにとどまった。なお、この場合問題点は中間報告の審議の姿勢と基調に限り、その他に提起された問題については、これを割愛した。委員会は、この中間報告が公表された現段階で、これになんらとられることな

く、従来の方針どおり京都大学の改革を基本的に検討する姿勢を、あらためて確認する。

I 中教審の性格および中間報告審議の姿勢についての問題点

(1) 中間報告と大学改革の自主性との関係について

この中間報告は、現在各大学で行なわれている改革に対して重要な影響を与えると考えられる。したがって、現段階において、政府に直結したかたちの機関から、このような試案が提出されることには問題がある。大学改革については、各大学における自主的改革を尊重すべきである。

(2) 慎重な審議手続きの必要性について

中教審のこれまでの基本構想のまとめ方およびそれに対する意見の聞き方が不備である。このたびの中間報告にも「国民的合意」を作り出すことの必要性が指摘されているが、そのためには、これにふさわしい慎重な手続きと十分な討議を行なう時間的余裕が必要である。たとえば、各大学から寄せられた意見を関係機関に配布し、ふたたび意見を聴取する手続きがとられるべきであるし、各々の意見がどのようなかたちで試案にもられてきたか、また今後もられようとしているのか、明らかにされねばならない。なお、少数意見の取扱いについても、慎重な考慮が払われるべきである。

II 中間報告の基調についての問題点

中間報告の基調に対して、多くの重要な問題点が指摘された。以下これを7項目にまとめる。

(1) 学問・教育・大学についての基本理念を示していない。

「高等教育の改革に関する基本構想」がこの試案のテーマであるにかかわらず、高等教育とは何か、大学とは何か、それらは何のために必要であるか、さらに学問そのものの体系性と価値、学術研究のあり方についての見解を示すことなく、教育面だけを切りはなしその合理化をはかろうとする姿勢そのものが問題である。

大学教育の目標は、学生を高度の知的活動の世界に導き入れ、それによって人格の形成

と専門の知識の修得とをはかることにある。高度の知的活動とは、内容程度の高さだけでなく、批判的精神をも意味している。このような教育をうけた人々の存在が、その専門的知識だけでなくさらに内面的な意味において社会の水準を向上させるのである。

専門的知識の点でも、科学技術の進歩の急激な現代では、現時点の知識の修得でなく、今後生まれる新しい知識を吸収し発展させる能力の獲得を高等教育の目標としなければならない。

さらに、この試案では、社会に対する批判者としての大学という観点がまったく欠如しており、大学は単に高度産業社会に役立つ人材の養成機関とされている。しかし、本来の人間性のあり方をたえず問い、それに基づいて社会を批判できる能力を養うことが、大学教育の重要な任務の一つである。

また、教育においては、個々の人間の特殊性が、エリートたることを約束された少数のグループとそうでないグループとに分類されることの根拠となり生涯の発展を規定されることをさける努力がつけねになされなければならない。このような点で、試案の基調は逆の方向をむいている。試案にいう「大衆化」と「高度化」とは決して対立する2条件でなく、教育と研究を分離せず、すべての国民に差別なく高度の研究教育の効果を与え、さらにそれに従事する道を開くことこそ大学改革の目標でなければならない。

(2) 教育の技術的修正、効率的遂行をもって、高等教育の改善としている。

この試案では、大量の大学生をいかに効率的に教育すればよいかという、まったくの機械的、技術的処理の姿勢が強く出ている。学問、教育は将来の社会を形成していくための重要な創造活動であることを考えると、この試案は、教育の場のもつ行政的側面に関する技術論を普遍化することによって次元の異なるものを律しようとする誤りをおかしている。「高等教育改革の基本構想」であるならば、現代社会の構造、自然と人間との基本的な関係など、もっとも原理的なものから出発

して教育の意味を考えねばならず、生産技術的合理主義は一手段に過ぎない。この試案の基調をなす問題の理解態度こそ現代の教育における最大の問題点である。

- (3) 国民の要求、社会の要請の名のもとに産業界への寄与を重視し過ぎている。

今日の、いわゆる高度成長を遂げている変動期の社会の中で、とくに若者たちが、人間性を見失い深い苦悩をいただいている事実のあることを忘れてはならない。また、人間の基本的自由が必ずしも確保されていない中で、政治経済その他あらゆる圧力から自由を守る努力の重要さを見落してはならない。人間性の確保と人間の自由をもとに養われる高い批判力が尊ばなければ、大学の教育と研究とは本来成立しがたい。試案においては、この緊張をはらんだ社会との対応の面がはっきりでておらず、大学が今日の産業界社会に無批判に順応しないための歯止めはどこにも見出されない。大へん遺憾であり、危惧の念をいだかざるを得ない。

むしろ、試案の文中には、国民的合意、国民の要請、国民全体などの言葉がしばしばあらわれるが、高度産業界社会における部分的利益への奉仕に大学を適応させることをもって国民・社会の要請にこたえることとみなしている気配さえ感じられる。さらに「複雑高度化する社会」、「急激に変化する社会」などの表現にしても、これらの言葉の象徴する社会のあり方に対する批判的精神と価値判断を欠き、もっぱらこれに適応し得る人間の養成を高等教育機関の課題としている。「高度教育の大衆化」にしても、産業界社会の要請する多様な専門家の養成にむけて各種大学を設置することへの伏線としている。

- (4) 学問・教育のあるべき姿に立たず、管理的発想に基づく研究・教育の分離をめざしている。

この試案では、大学の学問・教育についての理念を欠くことから、教育と研究とを安易に分離し、また研究教育と管理運営とを切りはなそうという機械的な考え方が出ていると思われる。大学は研究を行なうとともに学問内容を批判的に検討することを教えるもので

ある以上、その教育は創造的研究活動を背景にもつ教員によって行なわれなければならない。

- (5) 学問の自由を保障する大学の自治を弱めようとしている。

試案は、大学の自治を弱め、国家の統制、管理を強化する方向を強く打ち出している。試案第1の3, 4, 5項において、「教育研究活動における自由な雰囲気保障」、「自主性」、「当事者の創意と努力の尊重」という大学における基本的な条件が、「効率的な管理運営」、「閉鎖性の打破」、「計画的援助・調整」という運営上の助けとなる副次的条件と等置されるか、むしろ後者に力点が置かれているという印象を受ける。

たとえば、大学自治を閉鎖的であるとして、学外者を加えた管理運営をすすめているが、「試案」の根底に、「学問の自由」や「批判的精神」に根ざす大学自治が、高度に発達した産業界社会においては過去のものである、とする考えがある限り開かれた大学の名のもとに加えられる学外者は、国民のいかなる層を代表するであろうか。

理性と良心の批判にたえる研究教育を行なうための大学の自由は、これを尊重しなければならぬ。

- (6) 立論の方法上の疑点がある。

「試案」第1の1～5項は、それぞれ前段と後段とが対立的にとらえられた構成となっており、後段はおおむね大学にこれまでなかった見解ないし実現しえなかった点の指摘となっていて、その内容だけをとりだすともっともなものが多い。しかし、実はこのような対立の帰趨が問題であり、むしろ後段に重点があるとの印象をうける。試案としては、どこまで、いずれを認めるかの方向を示して問うべきものであろう。

このように、対立的にとらえること自身に、問題がないわけではない。前節(5)にのべたように、教育研究における基本的条件と、副次的条件とを同列に置く考え方には反対せざるを得ない。試案は、大学の従来欠陥の是正を急ぐあまり、大学の本来あるべき姿を

曲げるおそれを感じられる。

(7) 今までの文教政策への反省を欠いている。

試案には、現在の高等教育のおかれている貧困な状況の分析、文教政策の責任の指摘が欠いている。たとえば、現在までの我が国の行政では、予算も人員もなく大学院制度をつくったように、実が名に伴っていない。試案には、できるだけ予算を入れなくて、制度だけ変えてすませようとする姿勢が見られる。

この試案は、戦前法規により教育機関を分類し固定化させたような誤りをおかす危険を伴う。さらに戦後教育基本法に基づき確立された国公私立にわたる大学教育の理念を実現するために、現実には採られた不十分な文教施策の欠陥を検討し反省することなく、直ちに多様化の類型を提示することは、教育機構の真の改善につながるものではない。

〔意見14〕

本研究集会は2月23日、中央教育審議会の中間報告「高等教育の改革に関する基本構想試案」について討議いたしました。この討議の中で多くの教官から以下にのべるような重要な問題点が指摘されましたので、大学当局としては性急に結論を出されることなく、広く大学内諸階層の意見をきき、あくまで大学本来の自主的な立場を堅持しつつ、この問題に慎重に対処されますよう要望いたします。

- (1) 大学を種別化する構想は、多様化した社会の要請に応ずる効率的な教育という名の下に大学間の格差を助長し、国民の中に差別を拡大することによって、教育の機会均等という新制総合大学の理念を破壊する危険を含んでいる。
- (2) 従来的一般教育を専門教育の中に統合しようとする発想と、教養的・職業専門を目的とする大学を分離する構想は、広い視野と批判的観点の育成をめざす教養課程の積極的意義を解消し、専ら現在の高度産業社会に順応する人間の養成のみをめざすものと受けとらざるを得ない。
- (3) 教育・研究と管理・運営の分離は、大学運営の効率化の名の下に、管理組織を強化し、国家による大学の統制に道をひらくものであり、大学の自主的・民主的運営と大学の自治を危くす

るおそれがある。また、研究と教育の分離は創造的研究を通じての教育という大学本来の教育理念をそこなう危険がある。

- (4) 高度産業社会に役立たせる観点から大学の種別化、教育・研究の能率化をはかり、大学の自治を「閉鎖的」であるとして、「学外者」の管理・運営への参加を打出していることは「学問の自由」と「批判的・創造的精神」にもとづく大学のあり方を否定して、専ら産業界の人づくり政策に大学を奉仕させる方向であると考えざるを得ない。
- (5) 現在、高等教育機関が当面している多くの困難は戦後政府の文教政策の貧困によってこそもたらされたものであり、制度をかえることによって改善される種類のものではない。このことに対する政府の責任の指摘が今回の試案の中には全く欠けている。

〔意見15〕

本学部教授会において種々検討を加えておりましたが、個々の教官において見解の相違も避けられませんので、以下の意見は教授会の大よその意向を反映させるよう、学部長の責任においてとりまとめたものであることをお断わりしておきます。

記

I 社会が複雑化し高度化するにつれ、それに伴って研究教育の制度も何らかの対応を必要とすることは否定できない。それにつれて大学のあり方も変化すべきものである。この報告がこのような視点にたって問題を摘示している点は意味あるものと認める。

しかしそのためには、そのよって来たるゆえんを深く究めその上に立って改革の方向を探ることが必要である。その点でこの報告は上述のような視点にたって深く究明しつくしたかどうかに疑問をもつ点が多い。やや現象的な原因把握にたって対応を論じているうらみがみえる。

さらに、この報告はいわゆる大学紛争の問題の根本的解決には大学改革という制度的問題の解決も必要であるとの問題の関連性を指摘しているが、この報告の内容には、このような意味で有効なものと思えないものも含んでいることを注意しておきたい。

いずれにしても、原因においても対応においても複雑な改革の問題について、短時間の検討によって意見を述べることは至難であり、また、個々の点について論ずることも無理があるので、ここにはごく巨視的な問題性指摘にとどめざるをえない。

II この報告は大学の閉鎖性を取り上げ、社会に向って開かれた大学とすべきであるとの主張を基調の一つとしている。しかし、そのため社会への貢献、社会の要請にこたえることを重要事としているが、その結果無批判的現象的に社会の要請に即応することに急であって、大学の本来の使命役割に沿いえないおそれがある。というのは、大学は社会と一定の距離をおき社会に対して批判的創造的な役割を果すことを本来の使命とすべきもので、そのことによってかえって真に公共的実用的要請にもこたえることができるものであるからである。この点を看過すべきではない。

III このことは、教育内容として提示されている問題点にもみられる。諸種の型の大学の提案も、このような批判性創造性を介する研究能力の修得それ自体の価値を認めるよりは、むしろ直接に職業に役立つ実用性を得るための職業能力の修得を目的とするかにみえるものがある。

報告書に総合教育一般教育なる表現がみられるが、前後を総合して理解するときには職業能力修得に必要な総合教育一般教養を考えているようである。総合教育一般教養の必要性はそのような次元で把握すべきでなく上述の大学の使命にてらして考えるべきである。

IV さらに大学管理機構に対する第三者の干渉も、社会の要請に対する上述のような対応の一環として考えるのであれば、結果としては大学本来の使命を果すことを妨げるような形での干渉に終るかも知れない。第三者の干渉そのことを抽象的に捉えて開放性の現われであると即断

することは危険である。

V また、大学管理機構に対する諸提案も管理そのものの効率化という側面からのみ合理化を試みることになるおそれがある。大学には上述のごとき使命にてらし、それに適応するため企業ないし通常の行政庁にみられるような効率化合理化のみに頼ることはできない特殊性のあることを忘れてはならない。その複雑さはときには管理機構の不明確さ不合理さとして映ることがあろうが、根気よい自主的努力と慣行的積み重ねを重視すべきである。この点を忘れて合理化をはかると、第三者の干渉と相まって大学の使命達成に重大な支障を来たすであろう。

VI なお、研究と教育の分離という主張もみられるが、そのことは一面ではこの管理能力の増強のためとみられる。しかし、大学の教育は真の意味の研究をなすことを通じてのみなしうるものであり、また大学の研究は教育を通じてのみなしうるという、不可分離性が両者の間にはみられるものである。この報告書は全体として両者の分離に立ち、その結果大学を専ら研究とは分離された教育の場として捉えている傾向がみられるのは遺憾である。

〔意見16〕

中教審の中間報告につきましては教授会にて協議の結果、下記理由により本学部としては、今時意見を見あわせることになりましたので御報告いたします。

記

理由

1. 試案まえがき後述中「医学教育のあり方は、その問題の特殊性にかんがみ、別途の検討課題としたい」旨記述され、医学に関しては試案がないこと。
2. このような重要な問題にもかかわらず十分に検討する期間がないこと。

月曜会メモ

第48回(2.16) 司会 牧 二郎会員

1. 各部局報告として、教養部から2月20日の学生ストライキの経過について簡単に報告があり、ついで法学部から法学部の期末試験の一部に若干

の影響があった旨報告があった。大検委の関係では、中教審中間報告(高等教育の改革に関する基本構想試案)について、幹事が各委員の意見をまとめつつあること、および第一部会の作業状況等について報告があった。なお、上記中教審案について、理、農、法、化研、防災研、結研、および基

研の各部局から討論状況等が報告されたが、内容について見解や批判を短期間に部局の意見として求めるということ自体に疑問があり、また、各大学の改革案が出されつつある時期であるから、その点に慎重な配慮が必要ではないかなどの批判的意見が多いように見うけられた。

2. 「教養課程の改善について」(大検委答申→総長試案)をめぐって、今回も活発な意見の交換が行なわれた。教科の分類を大幅に変更し、44年度3回生から実施にふみきった理学部から、その経験にもとづき、新方式の教養課程との連関、4回生への進級にもなって解決しなければならぬ諸問題等が起きたことを一つの参考として述べられ、これについて多くの議論が行なわれた。

この大検委答申についての各学部での検討は現在もなお低調であり、総長のもとへも意見がよせられていない、この状況から脱却して全学的に実質的検討を進めるためには、早急に適当な working group を構成し、教養部側と学部全体側との間で問題点を煮つめる必要がある、大検委案の是非以前に、いかなる改革案についても最大の障害は「人と金」の条件の貧困さにあることを無視できないということなどが今回の議論で多くの会員からとくに一致して指摘された点であったと思われる。(牧 二郎会員)

第49回 (3.2) 司会 金川 昭 会員

まず、恒例の部局報告として、教養部から大検委答申検討のための10人委員会の経過について、理学部から中教審中間報告討議の懇談会開催の経過について報告があり、つづいて大検委委員から中教審試案に対する文部省主催の公聴会(大阪会場 3.28)へ大検委委員から参加してもらいたいとの総長の申入れを断わった経過、大検委答申に関する working group 未発足のいきさつ、第1部会の答申は一応3月末をメドとしているがむずかしくなりそうな事情などの報告があった。

議題としては、今回は特に発足1年を迎えようとし、49回の回数を重ねてきた月曜会のこれまでの姿をふりかえって、会の今後の進め方、さらには存在の意義を改めてみつめなおすため、月曜会の一つのまとめを行なうことになり、まず、司会者から簡単に月曜会のこの1年間の総括が行な

れた。

総長の大学問題懇談会の構想が直接のきっかけとなって、去年3月26日に発足した月曜会は、各部局で当面し議論している問題を出しあい、相互に問題解決の資に供するとともに、このような情報交換を通じて共通の認識のうえに立って大学問題を考え、必要に応じて総長に問題提起を行なっていくという、総長を混えて free talking をする semiformal な会として出発した。そして、発足当初は情報交換の場としての機能は極めて効果的に果たされたが、その後討議が大学問題の核心に触れるにおよんで、議事録はとらず、さらに討議のまとめは特に行なわないといった semiformal であるがゆえの会の機能の限界が感じられ始めたため、formal な改革委の設立を強く促す意見が活発となり、大検委の設立をもたらし大きな原動力となった。また、会の運営にも次回予定議題の設定、広報メモの充実、まとめの報告などの若干の変更が行なわれた。

月曜会の強い要望と議論の末、大検委の設立をみたことで月曜会は一つの使命を果たし終えたようにも思われ、会の存続についての疑問が出されてかなりの議論が行なわれたが、総長の強い要望もあって、大検委と complementary な機能を果たすべく存続が確認され今日に至っている。

議論に入り、月曜会の意義について多くの意見が述べられたが、肯定的な意見が大勢を占め会員のほとんどが積極的に存続の意義を認めているように思われた。

- (1) semiformal な会の性格と会員が各部局を特に代表するものでないことから、公式な組織である大検委ではみられないユニークかつ、大胆な意見が多くみられ、また、議論が偽善に流れることなく大学人の立場を離れた発言もされ得る貴重な存在であること。
- (2) 生きた情報交換と自由討議の場として現在もかなり有効に機能を果たしており、それだけでも存在意義は高いこと。
- (3) 京大広報へのメモによる啓蒙的效果および意見分布を測る資料としての価値が大きいこと。
- (4) さらに、機動隊導入・封鎖解除後、一般にスローダウン気味といわれている各部局の改革への姿勢に対し、今こそ推進役をつとめる心要が

あるのではないか。
 などがその主な意見であり、特に大検委委員からは、比較的気楽なこの会の発言ムードから大検委ではとり上げにくい議論が活発に行なわれ、意見もユニークなものが多いことが強調された。

一方、消極的な意見としては

- (1) 会がマンネリ化しつつあり、さらにはサロン化の危険もあること。
- (2) 総長の考え方で都合のよいように利用されすぎたこと。
- (3) 啓蒙的効果には疑問があること。
- (4) 大検委の答申案などに対する評価機関としては問題があること。

などが出されたが、特に存在に否定的な強い意見はなかった。

そして、会の今後の進め方として、議事の運営、司会者の輪番制などは現行どおりとするが、会を refresh してマンネリ化を防ぐため会員の交代を会の母体を損わぬ程度に進めていくべきだとする意見が多くみられ、また、月曜会に対する各部局の意見・評価を求めたうえで態度を決めるべきだとする意見もみられた。

なお、今回の議題には研究所の教育参加の問題がとり上げられることになった。

(金川 昭会員，大寿堂 鼎会員)

昭和45年度入学者選抜 学力試験おわる

さる3月3日(火)から開始された本学の入学試験は、寒風と小雪とに見舞われながらも、教職員あげての協力のもとに、2日半にわたる入試スケジュールどおり、3月5日午前中をもって無事終了した。

本学の募集人員 2,506 人に対する志願者数は

7,895人(約3.2倍)であったが、学力試験実施教科の5教科を最終的に全部受験した者は6,174人(約2.5倍)となった。

この間、学部試験実施責任者をはじめ試験監督者、検門担当者等関係教職員の動員は、延べ約2,000人におよんでおり、学内の試験場等に充てられた室数はおよそ100室であった。

なお、今回の入試における学部別教科別欠席者の状況は次のとおりである。

昭和45年度欠席者数調

学 部	志願者数	欠 席 者 数										受験者数	
		国 語		数 学		外 国 語		理 科		社 会			
文	904	133	14.7%	137	15.2%	154	17.0%	155	17.1%	156	17.3%	748	3.7倍
教 育	200	29	14.5	29	14.5	33	16.5	34	17.0	34	17.0	166	3.3
法	1,272	280	22.0	282	22.2	296	23.3	296	23.3	300	23.6	972	2.9
経 済	868	165	19.0	168	19.4	172	19.8	177	20.4	176	20.3	691	3.1
理	900	227	25.2	227	25.2	232	25.8	234	26.0	237	26.3	663	2.4
医	531	165	31.1	165	31.1	169	31.8	169	31.8	171	32.2	360	3.6
薬	207	55	26.6	55	26.6	57	27.5	57	27.5	57	27.5	150	1.9
工	2,213	432	19.5	433	19.6	450	20.3	452	20.4	455	20.6	1,758	1.9
農	800	128	16.0	129	16.1	132	16.5	133	16.6	134	16.8	666	2.2
計	7,895	1,614	20.4	1,625	20.6	1,695	21.5	1,707	21.6	1,720	21.8	6,174	2.5